

(別添)

平成 17 年度
輸入食品監視指導計画監視結果
中間報告

平成 17 年 11 月

厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成 17 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成 17 年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

厚生労働省は、計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について、翌年度の 6 月を目途に公表するほか、年度途中の状況についてもおおむね年度の半ばに公表することとしており、今般、平成 17 年 4 月から 9 月にかけての本計画に基づく監視結果の中間報告をとりまとめましたので公表します。

参考：「輸入食品監視業務ホームページ」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

問合せ先：医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室

2. 輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法第 23 条）をいう。

【目的】

国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時、国内流通時の 3 段階での衛生対策確保を図るべく計画を策定。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無のチェック
- モニタリング検査※¹（平成 17 年度計画：122 食品群、約 7 万 7 千件）
- 検査命令※²（平成 17 年 9 月 30 日現在：全ての国の 9 品目及び 23 カ国・1 地域の 126 品目）
- 包括禁止規定※³
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じて、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

⑤ 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導
- 自主検査の指導
- 輸入食品等の流通状況確認のための記録の作成・保存
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※¹：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査（法第 28 条）

※²：違反の蓋然性が高いものについて輸入の都度、検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査（法第 26 条）

※³：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに販売、輸入を禁止できる規定（法第 8 条又は第 17 条）

3. 平成 17 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

表 1 届出・検査・違反状況（平成 17 年 4 月～9 月：速報値）

届出件数	輸入重量	検査総数※ ¹	割合※ ²	違反件数	割合※ ²
件	千トン	件	%	件	%
945,349	13,370	96,107	10.2	432	0.05
前年同月実績 883,918	12,348	90,937	10.3	484	0.05

※¹ モニタリング検査、検査命令、指導検査等の合計から重複を除いた数値

※² 届出件数に対する割合

表2 主な違反事例（平成17年4月～9月：速報値）

違反条文	違反件数	構成比	主な違反内容
第6条 （販売を禁止される食品及び添加物）	53 件	11.6 %	落花生、ナッツ類、香辛料等のアフラトキシンの付着、有毒魚の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、キャッサバ等のシアン化合物の含有、腐敗・変敗・カビの発生等
第10条 （添加物等の販売等の制限）	68	14.9	サイクラミン酸、ポリソルベート、TBHQ等の指定外添加物を使用した加工食品
第11条 （食品又は添加物の基準及び規格）	319	70.0	野菜及び野菜加工品の成分規格違反（農薬の残留基準違反） 水産物及びその加工品の成分規格違反（抗菌性物質の検出） 冷凍食品等の成分規格違反（一般生菌数、大腸菌、大腸菌群） 添加物の使用基準違反 ・対象外食品への使用：ソルビン酸、安息香酸等 ・過量残存：乾燥野菜に二酸化硫黄等
第18条 （器具又は容器包装の基準及び規格）	14	3.1	器具・容器包装の規格基準違反 原材料の材質別規格違反
第62条 （おもちゃ等についての準用規定）	2	0.4	乳幼児が接触するおもちゃから指定外着色料の溶出
計	456（延数） 432（違反届出件数）		

表3 モニタリング検査実施状況（平成17年4月～9月：速報値）

品名	検査項目	年度計画件数※	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、 その他食鳥肉等	抗生物質等	4,250	2,333	2
	残留農薬	1,850	1,278	0
	成分規格等	650	343	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉 製品、アイスクリーム、 冷凍食品（肉類）等	抗生物質等	1,000	634	2
	添加物	1,350	897	8
	成分規格等	1,950	1,246	6
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エ ビ、カニ）等	抗生物質等	1,700	1,071	2
	添加物	950	421	1
	成分規格等	600	531	0
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾 燥、すり身等）、冷凍食品 （水産動物類、魚類）、魚 介類卵加工品等	抗生物質等	4,850	3,018	3
	添加物	2,300	2,404	2
	成分規格等	5,900	3,869	39
農産食品 野菜、果実、麦類、とう もろこし、豆類、落花生、 ナッツ類、種実類等	残留農薬	19,400	11,840	10
	添加物	600	320	0
	カビ毒	4,200	2,214	2
	遺伝子組換え食品	1,500	664	0
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、 野菜加工品、果実加工品、 香辛料、即席めん類等	残留農薬	4,700	2,162	5
	添加物	2,550	1,677	6
	成分規格等	1,200	949	4
	カビ毒	1,000	548	2
	遺伝子組換え食品	150	24	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調 味料、菓子類、食用油脂、 冷凍食品等	添加物	3,400	1,592	1
	成分規格等	3,000	905	8
	カビ毒	—	5	0
	遺伝子組換え食品	—	7	0
飲料 ミネラルウォーター類、 清涼飲料水、アルコール 飲料等	残留農薬	—	89	0
	添加物	1,200	704	0
	成分規格等	900	500	1
	カビ毒	150	53	0
添加物、器具及び容器包 装、おもちゃ	成分規格等	1,200	471	3
総計（延数）	年度計画件数総計には、 検査強化分として4,500 件を計上	77,000	42,769 実施率約56%	107

※ 抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したもの

表4 モニタリング検査強化^{※1}等対象品目（平成17年9月30日現在）

対象国・地域	対象食品	検査項目
全輸出国 （米国を除く。）	アーモンド加工品	アフラトキシン
中国、チリ、ノルウェー他	養殖鰻等 ^{※2}	マラカイトグリーン
インド、台湾、中国他	鶏、エビ、ハチミツ等 ^{※2}	A O Z、S E M
インドネシア、中国、ベトナム	淡水産魚類	マラカイトグリーン
中国	米 ^{※2}	遺伝子組換え
	ピーマン	フェンバレレート
	キャベツ	メタミドホス
	生食用ウニ ^{※3}	腸炎ビブリオ
	養殖魚類 ^{※2}	アニサキス幼虫
	米、野菜、果実 ^{※2}	重金属
	生食用魚介類 ^{※2}	コレラ菌
台湾	ほうれんそう	シペルメトリン
	スッポン	オキシテトラサイクリン
	鶏肉（処理場限定）	エンロフロキサシン
	マンゴー	クロルピリホス
	養殖鰻	マラカイトグリーン
	ローヤルゼリー	クロラムフェニコール
韓国	いちご	ジクロルボス
	生食用ウニ ^{※3}	腸炎ビブリオ
	生食用赤貝 ^{※3}	腸炎ビブリオ
	生食用タイラギガイ ^{※3}	腸炎ビブリオ
ニュージーランド	グリーンアスパラガス	ジクロルボス
	柿	クロルピリホス
	牛肉 ^{※2}	エンドスルファン
米国	鶏肉（処理場限定）	テトラサイクリン クロルテトラサイクリン
	デントコーン ^{※2}	遺伝子組換え(Bt10)
	レタス（チシャ）	ペルメトリン

インドネシア	サツマイモ	クロルピリホス
	ゆでだこ※ ³	腸炎ビブリオ
オーストラリア	とうもろこし加工品	アフラトキシン
	フェネル	クロルピリホス
ラオス	メボウキ	シフルトリン
	ケール	シペルメトリン
イスラエル	柿	クロルピリホス
ギリシャ	花粉加工品	オキシテトラサイクリン
タイ	オクラ	クロルピリホス
フィリピン	生食用ウニ※ ³	腸炎ビブリオ
フランス	いんげん豆	デルタメトリン
ベトナム	ナマズ	エンロフロキサシン シプロフロキサシン
マレーシア	アヒル肉	スルファキノキサリン

※1 通常、違反発見後の検査強化として、全届出件数の半数(50%)を対象に検査を実施

※2 海外情報に基づき、新たにモニタリング検査を実施した主な事例(平成17年4月～9月)

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成17年6月～10月)

表5 検査命令へ移行した品目(平成17年4月～9月)

対象国・地域	対象食品	検査項目
全輸出国	乾燥いちじく	アフラトキシン
タイ	未成熟コショウ	クロルピリホス
	ニオイタコノキ	クロルピリホス
	バジルシード	アフラトキシン
中国	シジミ	テトラサイクリン系抗生物質
	養殖鰻	マラカイトグリーン
ブラジル	鶏肉	エンロフロキサシン
米国	パセリ	クロルピリホス
ベネズエラ	カカオ豆	アフラトキシン

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成17年4月～9月:速報値)

対象国・地域	対象食品	検査項目	検査件数	違反
全輸出国 (9品目)	落花生、ナッツ類、ハトムギ、チリペッパー、乾燥いちじく等	アフラトキシン	5,279	15
	シアン化合物含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	175	3
	すじこ等	亜硝酸根等	506	2
中国 (30品目)	鶏肉、はちみつ、鰻、エビ、フナ、しじみ等	ストレプトマイシン、エンロフロキサシン、テトラサイクリン系抗生物質等	12,581	7
	野菜・果実等(ほうれん草、枝豆、大葉、ニラ、チンゲンサイ、レイシ等)	クロルピリホス、シペルメトリン等	5,680	3
	二枚貝	麻痺性貝毒等	4,421	11
	鰻加工品等	大腸菌群等	2,927	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	3,878	3
タイ (22品目)	エビ	オキシリン酸	1,543	0
	野菜・果実(アカシア、オオバコエンドロ、リーチライムリーフ、マンゴー等)	クロルピリホス、パラチオンメチル等	488	0
	バジルシード	アフラトキシン	3	2
韓国 (17品目)	ひらめ等	オキシテトラサイクリン等	77	0
	二枚貝等	麻痺性貝毒等	3,520	2
	野菜(青とうがらし、赤とうがらし、パプリカ等)	エトプロホス、クロルピリホス等	47	0
その他(19ヶ国・1地域、57品目)			12,350	5
総計			53,475	53

表7 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例

(平成17年4月～9月：速報値)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
4月	中国	加工食品 (指定外着色料スーダンI～IVによる汚染のおそれ)	中国内における製品回収事例に基づき、輸入時検査及び国内監視を強化した。
6月	イタリア	ソフト・セミソフトナチュラルチーズ (リステリア菌による汚染のおそれ)	EU域内においてリステリア菌陽性と認められたイタリア産タレツジョチーズと同一の製品が日本に輸出されたとのEUアラート通報に基づき、当該製品の追跡調査を行うとともに、当該製造者を輸入時に検査命令の対象とした。 なお、国内流通していた当該チーズは、一部消費済みであったが、健康被害の報告はなかった。
6月	イギリスを含む12ヶ国	ハーブ及び香辛料 (放射線照射のおそれ)	EU域内において確認されたイギリス産ハーブサプリメントの照射事例に基づき、輸入時監視を強化した。
7月	中国	ビール (ホルムアルデヒド)	韓国においてホルムアルデヒドを添加したと思われる中国産ビールが確認された事例に基づき、輸入時監視を強化した。
9月	ニュージーランド	牛肉 (残留農薬エンドスルファンによる汚染のおそれ)	韓国においてエンドスルファンが検出されたニュージーランド産牛肉と同一の農場で生産された牛の臓器が、混入したおそれのある製品が輸入されていた事例に基づき、当該製品の追跡調査を行うとともに、輸入時検査を強化した。 なお、当該牛臓器については、全量保管されていたことから、積み戻し又は廃棄等の指導を行った。

(参考) 中間報告中の主な検査項目

検査項目	分類
亜硝酸塩	添加物（発色剤）
安息香酸	添加物（保存料）
アフラトキシン	カビ毒（アスペルギルス属等の真菌により産生される）
イマザリル	添加物（防かび剤）
エトプロホス	農薬（有機リン系殺虫剤）
エンドスルファン	農薬（有機塩素系）
エンロフロキサシン	合成抗菌剤（ニューキノロン系）
オキシテトラサイクリン	抗生物質（テトラサイクリン系）
オキシリン酸	合成抗菌剤（キノロン系）
クロラムフェニコール	抗生物質（クロラムフェニコール系）
クロルテトラサイクリン	抗生物質（テトラサイクリン系）
クロルピリホス	農薬（有機リン系殺虫剤）
サイクラミン酸	指定外添加物（甘味料）
シアン化合物	有害有毒物質（一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物）
ジクロルボス	農薬（有機リン系殺虫剤）
シフルトリン	農薬（ピレスロイド系殺虫剤）
シペルメトリン	農薬（ピレスロイド系殺虫剤）
スーダンⅠ～Ⅳ	指定外添加物（着色料）
ストレプトマイシン	抗生物質（アミノグリコシド系）
スルファキノキサリン	合成抗菌剤（サルファ剤）
ソルビン酸	添加物（保存料）
腸炎ビブリオ	病原微生物（海水中の常在菌でビブリオ属の一種、急性胃腸炎の原因となる菌）
テトラサイクリン	抗生物質（テトラサイクリン系）
二酸化硫黄（亜硫酸塩）	添加物（酸化防止剤、漂白剤）
パツリン	カビ毒（ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌により産生される）
パラチオンメチル	農薬（有機リン系殺虫剤）
ビフェントリン	農薬（ピレスロイド系殺虫剤）
フェンバレレート	農薬（ピレスロイド系殺虫剤）
プロシミドン	農薬（殺菌剤）
ポリソルベート	指定外添加物（乳化剤）
麻痺性貝毒	貝毒（主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒）
マラカイトグリーン	合成抗菌剤
メタミドホス	農薬（有機リン系殺虫剤）
ラサロシドナトリウム	抗生物質（ポリエーテル系）
リステリア・モノサイトゲネス（リステリア菌）	病原微生物（自然環境中の常在菌で、主に乳製品を汚染し、リステリア症を引き起こす）
T B H Q	指定外添加物（酸化防止剤）